

H21. 5. 1 制定
H22. 4. 1 改訂 H25. 4. 1 改訂
H26. 4. 1 改訂 H27. 4. 1 改訂
H28. 4. 1 改訂 R 3. 3. 1 改訂
R 4. 1. 7 改訂 R 5. 4. 1 改訂
R 6. 4. 1 改訂 R 7. 4. 1 改訂

スノーケリング活動実施要項

国立若狭湾青少年自然の家

当施設でのプログラムとして、スノーケリング活動を実施する利用団体は、次の事柄を十分理解して、安全対策に万全を期するとともに、活動の目的達成に努めるものとする。

1 活動の目的

- 若狭湾の海底・海中の様子を、スノーケリングを行いながら観察し、環境及び郷土への関心・理解を深める。
- さまざまな道具を用い、海中で自由に動き回ることによって、“海で遊ぶことが楽しい”ということを見出す。
- バディシステムやさまざまな水中活動を通じて、安全に対する認識を高める。

2 基本事項

<実施期間>

5月～10月

<活動場所>

北より①「赤石浜ポイント」、②「裏バースポイント」、③「潜堤ポイント」、④「多目的栈橋ポイント」、⑤「大浜ポイント」、⑥「島の越ポイント」の6カ所。

<参加人員>

同時に使用できるのは24人まで。(青少年教育団体および社会教育団体に限る)

<参加対象>

小学校4年生以上とする。

<指導・監視人員>

当施設から……指導担当者1名、動力監視艇1艇

利用団体から……団体責任者(陸上監視者)1名、活動責任者(打合せ担当者および水中監視者)最大8人に対して1名

※水中監視者は、一つの班を担当し、誘導及び安全管理を行う。

<実施の可否>

次のいずれかに該当する場合は中止とする。

午前の活動は8:30、午後の活動は12:45に判断する。

- ① 平均風速が10m/s以上と判断されるとき
- ② 波高が1m以上と判断されるとき
- ③ 原則として水温が18℃未満の場合(16℃以上18度未満の場合は団体と相談の上、ウェットスーツを着用しての実施可)
- ④ 局地的な突風がある場合(特に寒冷前線が通過する場合。)
- ⑤ 台風の接近や暴風警報の発令が予想される場合
- ⑥ 暴風や波浪の警報が発令されている場合
- ⑦ 雷の発生するおそれがある場合(目視や音での確認)
- ⑧ 活動に影響する注意報が発令されており団体より中止の申し入れがあった場合
- ⑨ 濃霧で見通しの悪い場合
- ⑩ 動力監視艇が、安全に栈橋や沖合に待機できない場合
- ⑪ その他、活動不可能と特に施設が判断した場合

<その他>

原則として道具だけの貸し出しは行わない。

3 実施の概要

<実施前>

- スノーケリング活動の指導と安全管理は、指導担当者と利用団体指導者で行うため、事前打ち合わせにおいて十分に共通理解を図る。
- 利用団体の陸上監視者もしくは水中監視者は、実施にあたって活動前（午前の部 8:40 午後の部 12:50）にスノーケリング活動実施届<様式1>（参加者名簿を含む様式2）を事務室へ提出し、指導担当者と最終打ち合わせを行う。

<実施中>

- 指導及び緊急時の対応・指示は指導担当者が行う。
- 道具の準備および片づけは、利用団体が職員と協力して行う。
- 参加者は2～3人でバディを組み、スノーケリング中はもとより陸上でも常に相手を確認しながら行動する（バディシステムの確立）。

4 安全管理

<健康観察>

- 利用団体の引率責任者および指導担当職員による健康観察によって、参加の可否を決める。また、最終打合せ時、参加者の健康状態ならびに既往疾病等による支援事項を施設職員と共有できるようにする。

<安全対策>

- 危険が予想される場合は指導担当職員により中止する。
- 設備用具の使用にあたっては、指導担当職員の指示に従う。
- 万一用具の破損等が発生した場合には、すみやかに指導担当職員に申し出る。
- 利用団体側から陸上待機管理者および水中監視者も配置する。
- 岩や生物には指導者の指示がない限り触れないようにする。
- 原則として潜水（スキンドイビング）はしない。
- 暑さ指数（WBGT）28以上の値が予想される場合は、団体との協議の上、活動時間の短縮等の対策を行う場合がある。